

第四管区海上保安本部公示第8号

水路業務法第8条に基づき次のとおり公示する。

令和4年3月1日

第四管区海上保安本部長

1 水路測量を実施する者の名称及び住所

中部地方整備局名古屋港湾事務所

愛知県名古屋市港区築地町2番地

第四管区海上保安本部

愛知県名古屋市港区入船2丁目3番12号

2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

令和4年3月22日～令和4年4月27日（うち2日間）

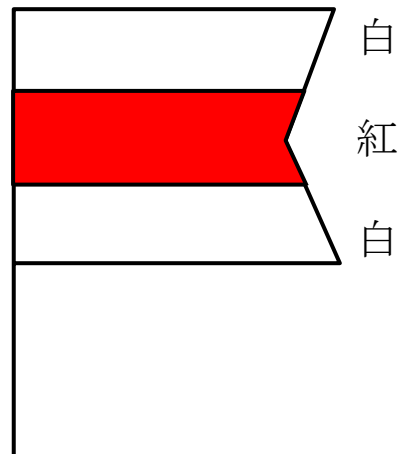
3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する措置

- (1) 測量船は、水路業務法第17条に基づき、  
水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令  
第55号）第6条に定める標識を掲げる。

- (2) 四管区水路通報による周知。



# 別図

